

歴史的建造物等保存対象リスト (国立療養所栗生楽泉園)

No.	対象選定の観点	保存方法	対象建造物等	概要	現在の状況	所有権	自治会の意向	自治体・NPO等との関係	保存に向けた補修等に係る費用 千円	WGの意見	備考
1	a,b	a	a	青年会館 【用途】 娯楽場 【建設年】 昭和7年11月 【構造】 木造 【規模】 地上1階 【面積】 延床面積：150㎡ 【履歴】 栗生楽泉園開園当初に建設され、昭和14年に中央会館が建設されるまで娯楽場として使用されていた。その後、園内学童の教育の場としても使用され、最終的には園内青年団の集会所と使用されたことから「青年会館」と呼ばれています。今では、園内に現存する最古の建物となっています。	平成30年度に補修工事を実施し、普及啓発のための見学施設として使用している。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	特記事項なし	-	自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。	
2	a,d	a	a	栗生神社 【用途】 神社 【建設年】 昭和14年11月 【構造】 木造 【規模】 地上1階 【履歴】 2つ社殿があり、向かって右側は「天照大神（あまてらすおおみかみ）」が、左側にはハンセン病の神様として「物吉（ものよし）」が祀られています。	園での催事や入所者が神社として使用している。	その他	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	特記事項なし	-	自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。	
3	a,d	a	a	草津カトリック教会 【用途】 宗教施設 【建設年】 昭和37年9月 【構造】 木造 【規模】 地上1階 【面積】 延床面積：105㎡ 【履歴】 昭和31年、当園看護婦の呼びかけで、カトリック信徒会が発足し、フランススコ会の出資により昭和37年9月に完成した。マリアの宣教者フランスコ修道会である。教会でありながら出入口及び室内等が入所者と健常者用に区別されていた。教会の設計に光田健輔氏の親族が関わっていたといわれています。	令和4年度に補修工事を実施し、入所者の宗教活動の場として使用している。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	特記事項なし	-	自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。	
4	a,d	a	a	天理教会堂 【用途】 宗教施設 【建設年】 昭和17年11月 【構造】 木造 【規模】 地上1階 【面積】 床面積：170㎡ 【履歴】 天理教の教会堂として、昭和17年11月に完成し遷座式が行われたが、昭和22年4月春の季節風で半倒壊し、昭和23年12月に天理教本部からの復興寄付金で、改修・増築された。信徒会の名称は当初「一字会」であったが「あけぼの会」へ改称した。	令和4年度に補修工事を実施済みであり、入所者が宗教活動の場として使用していた建物である。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	特記事項なし	-	自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。	
5	a,d	a	a	妙法会堂 【用途】 宗教施設 【建設年】 昭和27年10月 【構造】 木造 【規模】 地上1階 【面積】 延床面積：132㎡ 【履歴】 御堂は昭和27年10月、当時山梨県にあったハンセン病療養所身延深敬園の綱脇龍妙園長の協力を得て建立された。	令和4年度に補修工事を実施し、入所者の宗教活動の場として使用している。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	特記事項なし	-	自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。	
6	a,d	a	a	大谷光明寮及び鐘堂（慈光の鐘） 【用途】 宗教施設 【建設年】 昭和11年 【構造】 木造 【規模】 地上1階 【面積】 延床面積：105㎡ 【履歴】 自治会資料では昭和11年築、昭和16年慰安会より園に寄附となっている。真宗大谷派の真宗本山より説教場建設費が下付され昭和11年12月に落成された。当時、説教場兼患者住宅として利用した。信徒会の名称は「崇信会」です。「光明寮」の名称は、野田市明浄寺の和光賢正住職が光明皇后の名にあやかって命名した。	令和4年度に補修工事を実施し、入所者の宗教活動の場として使用している。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	特記事項なし	-	自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。	

歴史的建造物等保存対象リスト (国立療養所栗生楽泉園)

No.	対象選定の観点	保存方法	対象建造物等	概要	現在の状況	所有権	自治会の意向	自治体・NPO等との関係	保存に向けた補修等に係る費用	WGの意見	備考
7	a,d	a	a	聖公会堂 【用途】宗教施設 【建設年】昭和14年 【構造】木造 【規模】地上1階 【面積】床面積：297㎡ 【履歴】自治会資料では昭和14年築で、当初208㎡であったが、昭和30年297㎡に増築した。教会の建立にあたりコンウォール・リー女史の働きに由来します。湯之沢集落（草津町自由療養地区）から入所した聖バルナバ教会信徒は舎で礼拝していましたが、宣教師ネルトン女史の献金及び米国聖公会の少女会からの寄付により昭和14年11月落成した。建物内部の建築様式は歴史的価値のある設計で、ステンドグラス等の貴重なものが多数存在している。	令和4年度に補修工事を実施し、入所者の宗教活動の場として使用している。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	特記事項なし	-	自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。	
8	a,d	a	a	栗生大師堂 【用途】宗教施設 【建設年】昭和31年 【構造】木造 【規模】地上1階 【面積】床面積：128㎡ 【履歴】昭和16年湯之沢集落の解散により入所した大師講員によって栗生大師講が発足したが、信者が68名となり会堂建立を目指した。高野山東京別院等の協力のもと募金活動を行っていたところ、建立資金全額寄付の申し出があり、昭和31年10月初旬に落成できた。	令和4年度に補修工事を実施済みであり、入所者が宗教活動の場として使用している建物である。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	特記事項なし	-	自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。	
9	a,b	b	a	納骨堂 【用途】納骨堂 【建設年】昭和59年 【構造】鉄筋コンクリート 【規模】地上1階 【面積】床面積：29㎡ 【履歴】最初の納骨堂は昭和23年に建てられましたが、老朽化により昭和59年に入所者の寄付等で現在の納骨堂に更新された。	納骨堂として使用している。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	特記事項なし	-	自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。	
10	a	a	a	重監房（特別病室の基礎部分） 【用途】監房 【建設年】昭和13年12月 【規模】地上1階（基礎部分のみ） 【面積】延床面積：32.75坪 【履歴】昭和13年12月24日重監房「特別病室」設置。懲戒検束権に基づき、全国の療養所より園内の規律を乱した患者を収容。昭和23年廃止。	昭和28年頃解体。跡地は基礎部分を保存。史跡として見学者に開放している。建物は重監房資料館で復元。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	特記事項なし	-	自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。	
11	a	b	d	御歌（みうた）碑 【用途】歌碑 【建設年】昭和17年11月 【構造】石 【履歴】この碑には、昭和7年11月10日に貞明皇后（大正天皇の皇后＝旧名：九条節子（くじょうさだこ））が大宮御所での御歌会で読まれた御歌が刻まれており、当時このような御歌が詠まれたことは、日本のハンセン病の歴史の中で画期的なことであったとされています。	史跡として見学者に開放している。	その他	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	特記事項なし	-	自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。	
12	a	b	d	つつじ公園・供養碑 【用途】歌碑（供養、慰霊） 【建設年】昭和62年9月 【構造】石 【履歴】この場所はかつて火葬場と「監禁室」があった場所で、火葬場を取り壊した後、遺骨収集を行い、入所者及び職員の寄付により供養碑が昭和62年9月に建立され、取り壊された「監禁室」跡地も含めてつつじを移植して整備、「つつじ公園」としました。	史跡として見学者に開放している。	その他	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	特記事項なし	-	自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。	

歴史的建造物等保存対象リスト (国立療養所栗生楽泉園)

No.	対象選定の観点	保存方法	対象建造物等	概要	現在の状況	所有権	自治会の意向	自治体・NPO等との関係	保存に向けた補修等に係る費用	WGの意見	備考
13	a.c	a	a	旧望学園 【用途】旧小中学校講堂 【建設年】昭和30年 【構造】木造 【規模】地上1階 【面積】床面積：82㎡ 【履歴】昭和16年、草津湯之澤にあった患者児童のための聖望小学校を解体移築し、「望学園」として患者児童の教育が行われた。昭和29年3月には草津小中学校の分校となり、校舎も新築した。昭和36年、患者児童がいなくなり休校となり、平成9年3月31日をもって廃校となりました。休校後、雨天体操場などは牛乳処理場として長く使われました。昭和63年、老朽化のため取り壊され講堂の建物のみが残され、自治会下地区集会場として使用されたが、今は物置となっている。唯一現存している建物である。	現在は倉庫となっている。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	特記事項なし	-	自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。	
14	a.c	a	b	最上舎 【用途】寮舎(住宅) 【建設年】昭和15年10月 【構造】木造 【規模】地上1階 【面積】床面積：40㎡ 【履歴】昭和15年10月鈴蘭園から移築、昭和16年1月癩予防法協会より寄附された。昭和7年三上千代が建設した「鈴蘭園」から移築した住居で、唯一現存している建物である。	入所者が居住している一般舎の住宅である。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	特記事項なし	-	自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。	
15	a.c	a	b	目白舎 【用途】寮舎(住宅) 【建設年】昭和16年 【構造】木造 【規模】地上1階 【面積】床面積：33㎡ 【履歴】自治会資料では昭和11年となっている。昭和17年栗生慰安会から園に寄附された。当園に現存する十坪住宅(6帖・4.5帖・台所)のうち最も原形に近い建物である。	現在は空家となっている。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	特記事項なし	-	自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。	
16	a.c	a	b	白菊舎 【用途】寮舎(住宅) 【建設年】昭和16年 【構造】木造 【規模】地上1階 【面積】床面積：46㎡ 【履歴】昭和16年に湯ノ沢部落(草津町の自由療養地区)から移築、昭和29年に栗生慰安会から園に寄附、現在の入所者は昭和23年から入居されている。増築後の面積は55㎡である。	入所者が居住している一般舎の住宅である。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	特記事項なし	-	自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。	
17	a.c	a	b	浪速表8号 【用途】寮舎(住宅) 【建設年】昭和16年 【構造】木造 【規模】地上1階 【面積】床面積：33㎡ 【履歴】自治会資料では昭和9年に三井報恩会からの寄附金により癩予防協会が建設した。同年の完成前に外島保養院から被災入所者が入居し、昭和13年被災入所者の帰園後、栗生慰安会の建物となる。昭和16年に寄附された。外島保養院の被災入所者が入居していた浪速表9棟及び浪速裏10棟で唯一現存している舎である。	現在は空家となっている。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	特記事項なし	-	自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。	
18	a.c	a	b	ひよどり舎 【用途】寮舎(住宅) 【建設年】昭和9年7月 【構造】木造 【規模】地上1階 【面積】床面積：26㎡ 【履歴】一般舎の住宅であり、現存している建物である。	現在は空家となっている。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	特記事項なし	-	自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。	
19	a.c	a	b	田代舎 【用途】寮舎(住宅) 【建設年】昭和15年10月 【構造】木造 【規模】地上1階 【面積】床面積：49㎡ 【履歴】一般舎の住宅であり、現存している建物である。	現在は空家となっている。	国	国が責任を持って施設の長期保存をお願いしたい。	特記事項なし	-	自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。	

対象構造物等：①青年会館



[構造物の概要]

【用途】 娯楽場

【建設年】 昭和7年11月

【構造】 木造

【規模】 地上1階

【面積】 150㎡

[現在の状況]

平成30年度に補修工事を実施し、普^通のための見学施設として使用している。

[対象選定の観点]

開設当時の建物（昭和7年竣工）で、当初は娯楽施設として「栗生会館」と命名され、映画や演芸等が催され、その後、園内学童の教育の場としても使用され、最終的には園内青年団の集会所と使用されたことから「青年会館」と呼ばれています。今では、園内に現存する最古の建物となっています。

隔離政策によって生まれた生活状況を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

既存の療養所予算において維持する。

[WGで出された意見、自治会等の意向等]

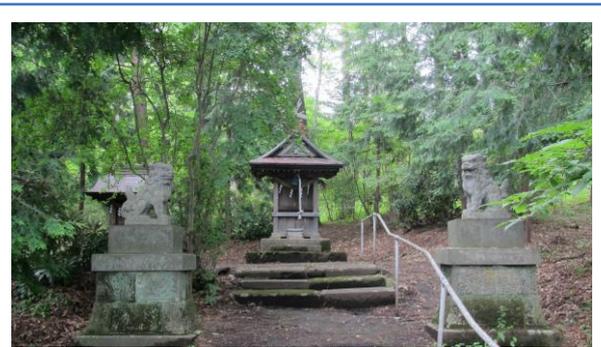
自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。

[備考]

対象構造物等：②栗生神社



栗生神社



栗生神社の天照大神と狛犬



栗生神社の鳥居

[構造物の概要]

【用途】神社

【建設年】昭和 14 年 11 月（鎮座式挙行）

【構造】木造

【規模】地上 1 階

[現在の状況]

園での催事や入所者が神社として使用している。

[対象選定の観点]

2 つ社殿があり、向かって右側は「天照大神（あまてらすおおみかみ）」が、左側にはハンセン病の神様として「物吉（ものよし）」が祀られています。

隔離政策によってうまれた生活状況を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

老朽化により屋根、外壁等が傷んでいるため、必要に応じて修繕を行う。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。

[備考]

対象構造物等：③カトリック教会



[構造物の概要]

【用途】 宗教施設

【建設年】 昭和 37 年 9 月

【構造】 木造

【規模】 地上 1 階

【面積】 105 m²

[現在の状況]

令和 4 年度に補修工事を実施し、入所者の宗教活動の場として使用している。

[対象選定の観点]

昭和 37 年フランシスコ会出資により同年 5 月着工、8 月中旬に完成。これより毎月 1 回指導、布教、ミサが行われるようになった。

隔離政策によって生まれた生活状況を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

既存の療養所予算において維持する。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。

[備考]

対象構造物等：④天理教（あけぼの会）会堂



[構造物の概要]

【用途】宗教施設

【建設年】昭和17年11月

【構造】木造

【規模】地上1階

【面積】170㎡

[現在の状況]

令和4年度に補修工事を実施済みであり、入所者が宗教活動の場として使用していた建物である。

[対象選定の観点]

会堂は、昭和17年11月12日に完成し遷座式をおこなった。しかし、昭和22年4月の春の季節風で半倒壊し、翌昭和23年12月草津町の武藤組の手で引き起こされ、本部よりの復興の寄付金により、八畳、六畳、四畳半部屋が広間の他に間仕切り又は増設されできあがった。なお、「あけぼの会」とは、信徒の会で、以前は「一宇会」と称していました。

隔離政策によって生まれた生活状況を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

既存の療養所予算において維持する。

[WGで出された意見、自治会等の意向等]

自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。

[備考]

対象構造物等：⑤日蓮宗妙法会



[構造物の概要]

【用途】 宗教施設

【建設年】 昭和 27 年 10 月

【構造】 木造

【規模】 地上 1 階

【面積】 132 m²

[現在の状況]

令和 4 年度に補修工事を実施し、入所者の宗教活動の場として使用している。

[対象選定の観点]

昭和 27 年 10 月 15 日、身延深敬園長綱脇竜妙の協力により建立された。現在地は、湯之沢部落解散に伴い移築その他の所内整備応援に来園した岡山の同じハンセン病療養所 邑久光明園の入所者たちが地ならしをしておいた場所です。

隔離政策によって生まれた生活状況を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

既存の療養所予算において維持する。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。

[備考]

対象構造物等：⑥浄土真宗大谷光明寮及び鐘堂（慈光の鐘）



浄土真宗大谷光明寮



浄土真宗大谷光明寮



鐘堂

〔構造物の概要〕

【用途】宗教施設

【建設年】昭和 11 年

【構造】木造

【規模】地上 1 階

【面積】105 m²

〔現在の状況〕

令和 4 年度に補修工事を実施し、入所者の宗教活動の場として使用している。

〔対象選定の観点〕

崇信会は、真宗大谷派の信徒団体で、真宗本山より説教場建設費 1, 000 円が下付され昭和 10 年 12 月に落成しました。「光明寮」の名前は、野田市明浄寺「和光堅正」住職が光明皇后の名にあやかって命名したものです。

鐘堂は昭和 26 年 5 月に崩御された貞明皇后（大正天皇の皇后＝旧名：九条節子（くじょうさだこ））の報恩に梵鐘をと、崇信会（真宗大谷派の信徒団体）が中心となり、会員や関係寺院、一般入所者の寄附や東洋大学生の協力により、4 年後の昭和 30 年 10 月に完成し、「慈光の鐘」と名付けられました。また、鐘楼堂は老朽化のため平成 11 年 7 月崇信

会により更新築し現在に至っています。

隔離政策によって生まれた生活状況を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

既存の療養所予算において維持する。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。

[備考]

対象構造物等：⑦聖公会堂（日本聖公会 聖慰主教会）



[構造物の概要]

【用途】 宗教施設

【建設年】 昭和 14 年

【構造】 木造

【規模】 地上 1 階

【面積】 297 m²

[現在の状況]

令和 4 年度に補修工事を実施し、入所者の宗教活動の場として使用している。

[対象選定の観点]

聖慰主（なぐさめぬし）教会堂は、湯ノ沢部落滞在の宣教師ミス・ネテルトンの寄附 1,000 円を元にバルナバ教会を通じて遠くアメリカに寄付を募り、昭和 14 年 11 月 12 日に建立したものです。玄関上にはゴシック調の鐘楼があります。

隔離政策によってうまれた生活状況を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

既存の療養所予算において維持する。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。

[備考]

対象構造物等：⑧栗生大師堂（真言宗）



栗生大師堂



栗生大師堂

[構造物の概要]

【用途】宗教施設

【建設年】昭和31年

【構造】木造

【規模】地上1階

【面積】128㎡

[現在の状況]

令和4年度に補修工事を実施済みであり、入所者が宗教活動の場として使用していた建物である。

[対象選定の観点]

昭和31年6月、日本橋大伝馬町の（株）瀧富店主「瀧富太郎」社長より、建立資金全額寄付の申し出があり、早速文部省技官が来園、この技官により鎌倉様式の設計図ができ、東京の工務店が請け負い、全て資材も東京から送られ宮大工4名にて同年10月初旬に完成したものです。弘法大師尊像は10月20日に安置されました。

隔離政策によってうまれた生活状況を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

既存の療養所予算において維持する。

[WGで出された意見、自治会等の意向等]

自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。

[備考]

対象構造物等：⑨納骨堂



[構造物の概要]

【用途】納骨堂

【建設年】昭和 59 年

【構造】鉄筋コンクリート

【規模】地上 1 階

【面積】29 m²

[現在の状況]

納骨堂として使用している。

[対象選定の観点]

最初の納骨堂は昭和 23 年に建てられましたが、老朽化により昭和 59 年に入所者の寄付等で現在の納骨堂に更新されました。また、納骨堂手前にある小さな碑は平成 19 年 4 月に建立された墮胎児の碑で、この世に生を受けることができなかった墮胎児の供養碑です。

納骨堂は現用の施設であるが、国の責任として故人らの冥福を祈る施設として保持していく必要がある。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

現用の建物であり、既存の療養所予算において維持する。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。

[備考]

対象構造物等：⑩重監房（特別病室の基礎部分）



[構造物の概要]

【用途】 監房

【建設年】 昭和 13 年 12 月

【規模】 地上 1 階（基礎部分のみ）

【面積】 32.75 坪

[現在の状況]

昭和 28 年頃解体。跡地は基礎部分を保存。史跡として見学者に開放している。建物は重監房資料館で復元している。

[対象選定の観点]

昭和 13 年 12 月 24 日重監房「特別病室」設置。懲戒検束権に基づき、全国の療養所より園内の規律を乱した患者を収容。昭和 23 年廃止。

隔離政策の状況を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

既存の療養所予算において維持する。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。

[備考]

対象構造物等：⑪御歌（みうた）碑



[構造物の概要]

【用途】歌碑

【建設年】昭和 17 年 11 月

【構造】石

[現在の状況]

史跡として見学者に開放している。

[対象選定の観点]

この碑には、昭和 7 年 11 月 10 日に貞明皇后（大正天皇の皇后＝旧名：九条節子（くじょうさだこ））が大宮御所での御歌会で読まれた御歌が刻まれており、当時このような御歌が詠まれたことは、日本のハンセン病の歴史の中で画期的なことであったとされています。

隔離政策の状況を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

既存の療養所予算において維持する。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。

[備考]

対象構造物等：⑫つつじ公園・供養碑



[構造物の概要]

【用途】歌碑（供養、慰霊）

【建設年】昭和 62 年 9 月

【構造】石

[現在の状況]

史跡として見学者に開放している。

[対象選定の観点]

この場所はかつて火葬場と「監禁室」があった場所で、火葬場を取り壊した後、遺骨収集を行い、入所者及び職員の寄付により供養碑が昭和 62 年 9 月に建立され、取り壊された「監禁室」跡地も含めてつつじを移植して整備、「つつじ公園」としました。

隔離政策の状況を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

既存の療養所予算において維持する。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。

[備考]

対象構造物等：⑬旧望学園



[構造物の概要]

【用途】旧小中学校講堂

【建設年】昭和30年

【構造】木造

【規模】地上1階

【面積】82㎡

[現在の状況]

現在は倉庫となっている。

[対象選定の観点]

昭和16年、草津湯之澤にあった患者児童のための聖望小学校を解体移築し、「望学園」として患者児童の教育が行われた。昭和29年3月には草津小中学校の分校となり、校舎も新築した。昭和36年、患者児童がいなくなり休校となり、平成9年3月31日をもって廃校となりました。休校後、雨天体操場などは牛乳処理場として長く使われました。昭和63年、老朽化のため取り壊され講堂の建物のみが残され、自治会下地区集会場として使用されたが、今は物置となっている。唯一現存している建物である。

隔離されたことによる生活の実態を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

老朽化により屋根、外壁等が傷んでいるため、必要に応じて修繕を行う。

[WGで出された意見、自治会等の意向等]

自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。

[備考]

対象構造物等：⑭最上舎



[構造物の概要]

【用途】寮舎（住宅）

【建設年】昭和 15 年 10 月

【構造】木造

【規模】地上 1 階

【面積】40 m²

[現在の状況]

入所者が居住している一般舎の住宅である。

[対象選定の観点]

昭和 15 年 10 月鈴蘭園から移築、昭和 16 年 1 月癩予防法協会より寄附された。昭和 7 年三上千代が建設した「鈴蘭園」から移築した住居で、唯一現存している建物である。隔離されたことによる生活の実態を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

老朽化により屋根、外壁等が傷んでいるため、必要に応じて修繕を行う。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。

[備考]

対象構造物等：⑮目白舎



[構造物の概要]

【用途】寮舎（住宅）

【建設年】昭和 16 年

【構造】木造

【規模】地上 1 階

【面積】33 m²

[現在の状況]

平成 21 年から空家となっている。

[対象選定の観点]

自治会資料では昭和 11 年建設となっている。昭和 17 年栗生慰安会から園に寄附された。当園に現存する十坪住宅（6 帖・4.5 帖・台所）のうち最も原形に近い建物である。

隔離されたことによる生活の実態を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

老朽化により屋根、外壁等が傷んでいるため、必要に応じて修繕を行う。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。

[備考]

対象構造物等：⑩白菊舎



[構造物の概要]

【用途】寮舎（住宅）

【建設年】昭和16年

【構造】木造

【規模】地上1階

【面積】46㎡

[現在の状況]

入所者が居住している一般舎の住宅である。

[対象選定の観点]

昭和16年に湯ノ沢部落（草津町の自由療養地区）から移築、昭和29年に栗生慰安会から園に寄附、現在の入所者は昭和23年から入居されている。

隔離されたことによる生活の実態を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

老朽化により屋根、外壁等が傷んでいるため、必要に応じて修繕を行う。

[WGで出された意見、自治会等の意向等]

自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。

[備考]

対象構造物等：⑰浪速表 8 号舎



[構造物の概要]

【用途】 寮舎（住宅）

【建設年】 昭和 16 年

【構造】 木造

【規模】 地上 1 階

【面積】 33 m²

[現在の状況]

現在は空家となっている。

[対象選定の観点]

自治会資料では昭和 9 年に三井報恩会からの寄附金により癩予防協会が建設した。同年の完成前に外島保養院から被災入所者が入居し、昭和 13 年被災入所者の帰園後、栗生慰安会の建物となる。昭和 16 年に寄附された。外島保養院の被災入所者が入居していた浪速表 9 棟及び浪速裏 10 棟で唯一現存している舎である。

隔離されたことによる生活の実態を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

老朽化により屋根、外壁等が傷んでいるため、必要に応じて修繕を行う。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。

[備考]

対象構造物等：⑱ひよどり舎



[構造物の概要]

【用途】寮舎（住宅）

【建設年】昭和9年7月

【構造】木造

【規模】地上1階

【面積】26㎡

[現在の状況]

現在は空家となっている。

[対象選定の観点]

一般舎の住宅であり、現存している建物である

隔離されたことによる生活の実態を伝えるものとして選定する。

[保存等の方法及び保存等に係る費用]

老朽化により屋根、外壁等が傷んでいるため、必要に応じて修繕を行う。

[WGで出された意見、自治会等の意向等]

自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。

[備考]

対象構造物等：①田代舎



[構造物の概要]

【用途】寮舎（住宅）

【建設年】昭和 15 年 10 月

【構造】木造

【規模】地上 1 階

【面積】49 m²

[現在の状況]

現在は空家となっている。

[対象選定の観点]

一般舎の住宅であり、現存している建物である

隔離されたことによる生活の実態を伝えるものとして選定する。

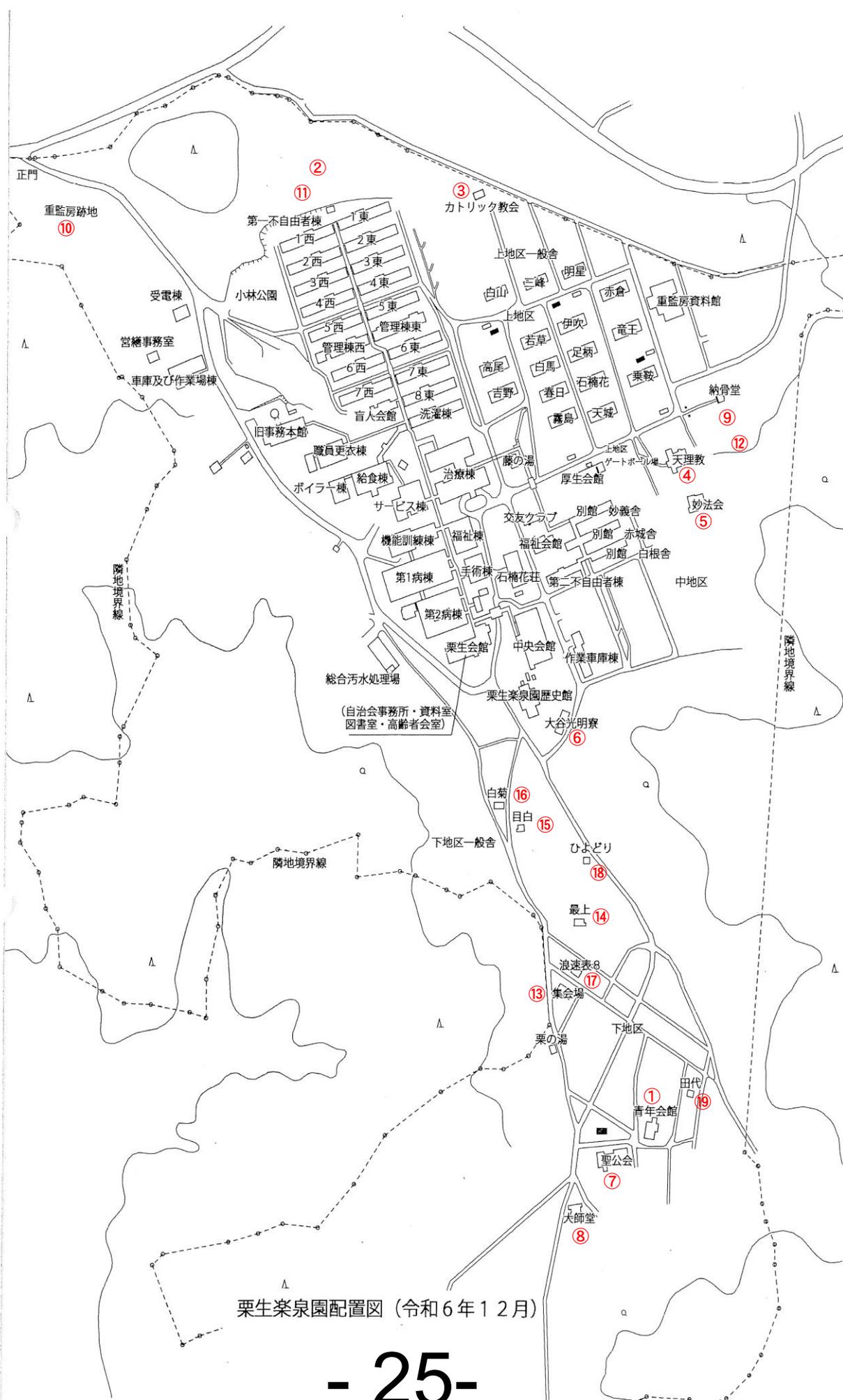
[保存等の方法及び保存等に係る費用]

老朽化により屋根、外壁等が傷んでいるため、必要に応じて修繕を行う。

[WG で出された意見、自治会等の意向等]

自治会としては、栗生楽泉園で生きてきたこれまでの入所者の状況を伝える施設として永久に残してほしいため、可能な限り補修・修復を行い保存してほしい。

[備考]



栗生楽泉園配置図 (令和6年12月)